



諮問第20号  
平成25年10月1日

情報通信審議会会長 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮問書

下記について、別紙により諮問する。

記

ドメイン名に関する情報通信政策の在り方

**諮問第 20 号**

ドメイン名に関する情報通信政策の在り方

**1 諮問理由**

日本におけるインターネットは、人口普及率が 79.5%（平成 24 年末）と国民の大半が利用し、その利用形態も電子メール、ホームページ閲覧のみならず、電子商取引、電子政府・電子自治体、ソーシャルメディアの利用等多岐に及んでおり、我が国社会経済の重要なインフラである。そのため、インターネットの利用を行う上での基盤であるドメイン名については、その管理運営の在り方が非常に重要なものとなっている。

とりわけ、日本の国別トップレベルドメイン名（ccTLD）である「.jp」については、我が国において固有のドメイン名であること、利用者数が非常に多いためドメインサーバーの運用に支障が発生した場合の影響が極めて大きいことから、高い公共性を有している。よって、その管理運営に当たっての信頼性・透明性確保の在り方について検討する必要がある。

また、現在、「.com」等の分野別トップレベルドメイン名（gTLD）が 22 種類存在するが、2012 年、ICANN(注 1) が新しい gTLD を募集した結果、世界各国から、1,930 件の申請(日本 71 件)があった(注 2)。これにより、ccTLD 以外にも多数のトップレベルドメイン名が国内で管理運営可能となる見込みであり、その信頼性・透明性確保の在り方についても併せて検討する必要がある。

注 1 : Internet Corporation for Assigned Names and Numbers。インターネットのすべてのドメイン名や IP アドレスを世界レベルで管理する民間の非営利法人。

注 2 : 現在、ICANN においてその利用可否を審査中。

**2 答申を希望する事項**

- (1) 国別トップレベルドメイン名の公共性に鑑み、その管理運営において求められる信頼性・透明性等とその確保の在り方
- (2) (1)以外の一般的なドメイン名の管理運営において求められる信頼性・透明性等とその確保の在り方
- (3) その他必要と考えられる事項

**3 答申を希望する時期**

平成 26 年 3 月目途

**4 答申が得られた時の行政上の措置**

今後の情報通信行政の推進に資する。